

障 第 4 1 2 号
令和 7 年 6 月 27 日

精神科病院協会島根県支部長
日本精神科看護協会島根県支部長
島根県精神保健福祉士会会長
島根県相談支援専門員協会会長
島根県介護支援専門員協会会長

} 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度 島根県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修の開催について（依頼）

平素より、精神保健福祉行政の推進につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、入院者訪問支援事業が創設されました。島根県においても今年度より本事業に取り組んでいくこととしており、別添開催要領のとおり訪問支援員養成研修を開催いたします。

業務ご多用中とは存じますが、会員の皆さまの参加についてご配慮くださいますようお願いいたします。

[担当]

島根県健康福祉部障がい福祉課

自立支援医療係（乃木）

TEL : 0852-22-6321 / FAX : 0852-22-6687

Mail: syogai-iryo@pref.shimane.lg.jp

令和 7 年度 島根県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修 開催要領

1. 目的

精神科病院に入院している市町村長同意による医療保護入院者等からの求めに応じて、訪問により、その人の話を誠実かつ熱心に聴くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う訪問支援員を養成する。

2. 実施主体

島根県（障がい福祉課）

3. 日時及び内容

【事前学習】e ラーニングの事前視聴

視聴期間：受講決定後～令和 7 年 8 月 20 日

	内 容	時間（目安）
①	入院者訪問支援事業について	約 17 分
②	入院者訪問支援の意義と目的	約 35 分
③	入院者訪問支援員の役割	約 35 分
④	入院している人が体験すること	約 27 分
⑤	入院者訪問支援の実践	約 36 分
⑥	精神医療の現状と課題	約 20 分
⑦	知っておくべき資源	約 20 分
⑧	精神障害者の人権	約 22 分
⑨	精神疾患総論	約 15 分

※なお、研修動画視聴の URL は、受講決定通知と併せてメールする。

※e ラーニング受講後事前アンケートを提出すること。

【演習（対面研修）】令和 7 年 8 月 26 日（火） 9：40～16：30

・別紙参照

4. 会場 出雲合同庁舎 601 会議室

5. 対象

(1) から (3) すべての要件を満たすこと

(1) 訪問支援員として活動を希望する者

(2) 事前学習について自身で通信環境を準備し、視聴できること

(3) 視聴期間内に e ラーニング受講及び、事前アンケートの回答ができること

(4) 本研修の全日程に参加できること

6. 研修内容

別紙プログラムのとおり

7. 受講料 無料

8. 申込方法

しまね電子申請サービスにより、申し込みを行う。

URL:<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/houmonsienin>

申し込み期限 令和7年7月25日(金)

※申し込み後、受講決定通知をメールで送信する。

※しまね電子申請サービスが利用できない場合は下記連絡先(電話)までご連絡ください。



9. 修了証の交付

研修修了者に対し、島根県から修了証を交付する。

※修了証は再発行できません。

10. 問い合わせ先

島根県障がい福祉課自立支援医療係 (担当: 乃木)

〒690-8501 松江市殿町1 県庁第二分庁舎1階

TEL 0852-22-6321 FAX 0852-22-6687

E-mail syogai-iryo@pref.shimane.lg.jp

令和 7 年度 入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修プログラム

【演習】

日時：令和 7 年 8 月 26 日（火） 9:40～16:30

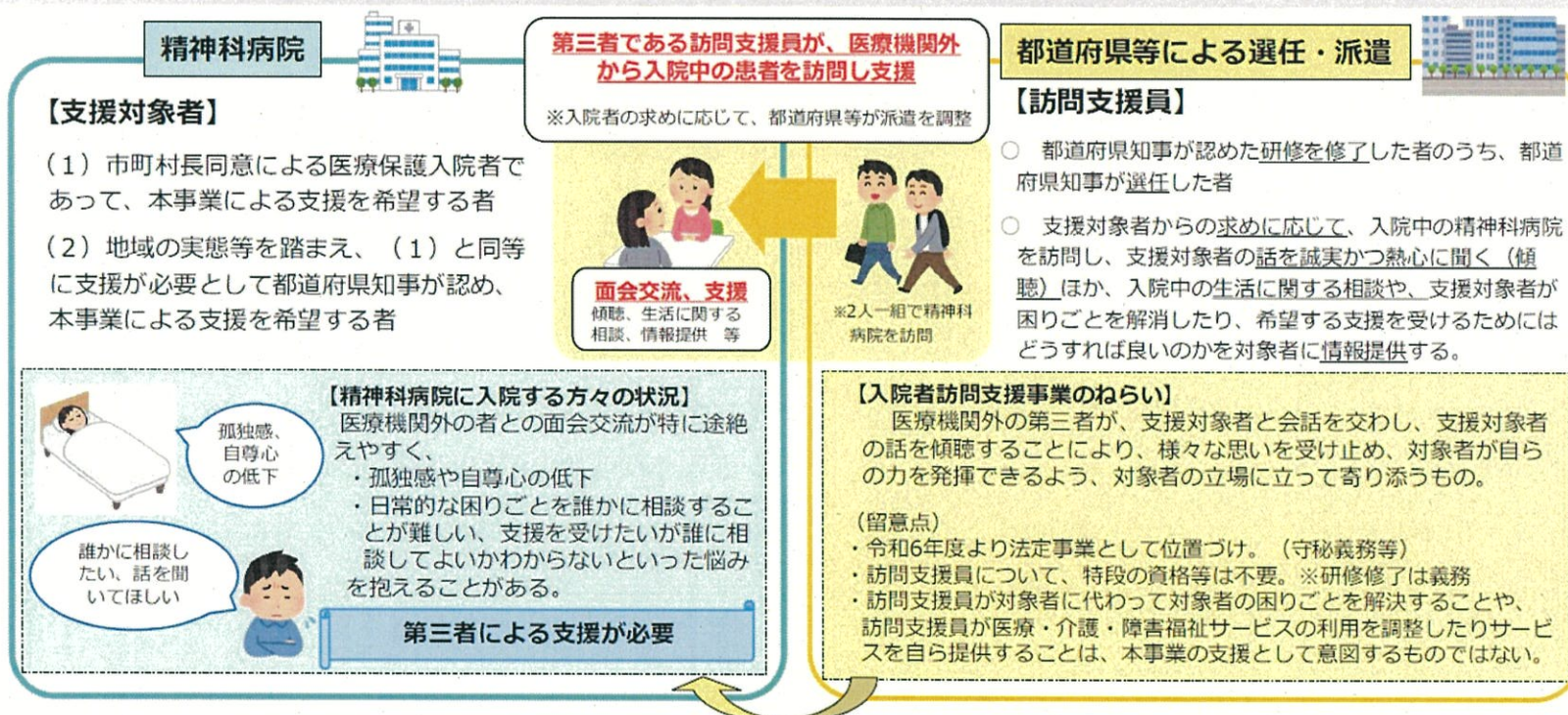
場所：島根県出雲合同庁舎 601 会議室（島根県出雲市大津町 1139）

時 間	内 容
9:20～9:40	受付
9:40～9:45 (5 分)	事務連絡
9:45～10:00 (15 分)	【チェックイン】 自己紹介・アイスブレイク
10:00～10:30 (30 分)	【演習①】 「入院者訪問支援員の役割に関する考え方」
10:30～10:40 (10 分)	休憩
10:40～12:00 (80 分)	【演習②】 「出会いの場面」（ロールプレイと意見交換）
12:00～13:00 (60 分)	昼休憩
13:00～14:25 (85 分)	【シンポジウム】 「入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割」 ～それぞれの立場から～ ・入院者訪問支援員の立場から ・当事者の立場から
14:25～14:40 (15 分)	休憩
14:40～16:00 (80 分)	【演習③】 「実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～」 (ロールプレイと意見交換)
16:00～16:20 (20 分)	【チェックアウト】 「支援員のミッションとわたしの思い」
16:20～16:30 (10 分)	事務連絡

参考資料：事業概要

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

島根県

入院者訪問支援事業

のおしらせ

入院者訪問支援事業とは？

精神保健福祉法第35条の2に基づき、島根県が県内精神科病院に市町村長同意で入院されている患者様に対し、希望に応じて、訪問支援員が病院に出向き、ご本人さん体験や気持ちを丁寧に聴かせていただき、必要な情報提供を行います。

訪問支援員とは？

- ・精神科病院に入院している方の立場に立って面会交流を行う人です。
- ・島根県訪問支援員養成研修を受け、
島根県から任命された方です。
- ・精神科病院を訪問し、入院している人から生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴きます。
- ・入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消するためにどのようにすればよいのかを対象者に情報提供します。

訪問支援員になるには？

島根県が開催する訪問支援員養成研修を受講していただきます。全過程を受講後、島根県が訪問支援員として任命します。

活動の時間は？

1回の精神科病院訪問はおおよそ1時間程度です。
訪問前後には事務局等と打ち合わせをさせていただきます。

訪問支援員が

できること



- ご本人とお話し、
お気持ちをききます
- ご本人に権利を
お伝えします
- 一緒にご本人の気持ち
の伝え方を考えます
- 社会資源の情報提供を
行います

できないこと



- 家族との調整
- 買い物や外出の
つきそい
- 障害福祉サービス
の調整
- 退院支援、調整

などはできません。



**一緒に取り組んで
みませんか？**

★ご相談、ご質問などがありましたら、

お気軽にお問い合わせください。

島根県障がい福祉課 自立支援医療係

電話 0852-22-6321 (平日8:30~17:15)

訪問支援員養成研修

島根県では今年度より精神科病院入院中の方々に対し、希望に応じて訪問支援員が病院に出向き、患者様の気持ちや悩みなどを丁寧にお聞きし必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を行います。
今回、その訪問支援員の養成研修を下記のとおり開催します。

★研修内容

申込締切：7/25

- ①事前学習 eラーニングの事前視聴
視聴期間：受講決定後～令和7年8月20日（水）
- ②演習（対面研修） ※詳しいプログラムは別紙参照
日時：令和7年8月26日（火）9:40～16:30
場所：出雲合同庁舎 601会議室
（島根県出雲市大津町1139）
対象：（1）～（4）すべての要件を満たすもの
 - （1）訪問支援員として活動を希望する者
 - （2）事前学習について自身で通信環境を準備し、視聴できること
 - （3）視聴期間内にeラーニング受講及び、
事前アンケートの回答ができること
 - （4）本研修の全日程に参加できること

★受講料 無料

★申し込み方法

しまね電子申請サービスにより申し込みを行う。

URL:<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/houmonsienin>



※申し込み後、受講決定通知をメール送信します。

※しまね電子申請サービスがご利用できない場合は下記連絡先（電話）までご連絡ください。

★修了証の交付

研修修了者に対し、島根県から修了証を交付します。

【問い合わせ先】

島根県障がい福祉課自立支援医療係 （担当：乃木）
〒690-8501松江市殿町1 県庁第二分庁舎1階
TEL 0852-22-6321 FAX 0852-22-6687
E-mail syogai-iryo@pref.shimane.lg.jp

令和 7 年度 入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修プログラム

【演習】

日時：令和 7 年 8 月 26 日（火） 9:40～16:30

場所：島根県出雲合同庁舎 601 会議室（島根県出雲市大津町 1139）

時 間	内 容
9:20～9:40	受付
9:40～9:45 (5 分)	事務連絡
9:45～10:00 (15 分)	【チェックイン】 自己紹介・アイスブレイク
10:00～10:30 (30 分)	【演習①】 「入院者訪問支援員の役割に関する考え方」
10:30～10:40 (10 分)	休憩
10:40～12:00 (80 分)	【演習②】 「出会いの場面」（ロールプレイと意見交換）
12:00～13:00 (60 分)	昼休憩
13:00～14:25 (85 分)	【シンポジウム】 「入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割」 ～それぞれの立場から～ ・入院者訪問支援員の立場から ・当事者の立場から
14:25～14:40 (15 分)	休憩
14:40～16:00 (80 分)	【演習③】 「実際の相談場面～傾聴と支援員の役割～」 (ロールプレイと意見交換)
16:00～16:20 (20 分)	【チェックアウト】 「支援員のミッションとわたしの思い」
16:20～16:30 (10 分)	事務連絡